

各障害福祉サービス等運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

中核市への指定障害児通所支援の指定権限等の移譲について

平成31年4月1日から地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部改正により中核市へ指定障害児通所支援の指定権限等が移譲されるため、今後の事務の取扱いについて、下記のとおりとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 権限を移譲する事務

○中核市に所在する障害児通所支援の指定及び運営指導に関すること。

○一の中核市の区域に事業所等が所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者（一般）(※)、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関すること。

※一の中核市の区域に事業所等が所在する指定相談支援事業者（特定）は従来から市町に業務管理権限があります。

2. 各種事務の書類提出先

《指定申請》

2019年5月1日指定まで	2019年6月1日指定から
長崎県障害福祉課	長崎市障害福祉課 佐世保市指導監査課

《介護給付費等算定に係る届出》《変更届出》

2019年3月31日まで	2019年4月1日から
長崎県障害福祉課	長崎市障害福祉課 佐世保市指導監査課

《業務管理体制》

2019年3月31日まで	2019年4月1日から
長崎県障害福祉課	長崎市障害福祉課 佐世保市障がい福祉課

《処遇改善加算》

2018年度届出にかかるもの	2019年度の取扱いについては別途通知
長崎県障害福祉課	

《問い合わせ先》

長崎県障害福祉課自立就労支援班
障害児通所支援：相川
業務管理体制・処遇改善加算：田口
(直通電話) 095-895-2455